

平成29年度保育施設等の 利用申請二次募集受付

受付期間 2月15日(水)～3月6日(月) 午前8時～午後5時(土曜・日曜日を除く)

受入予定人数 市報3月1日号でお知らせするほか、市ホームページで随時更新します。

利用希望者が保育施設(事業者)の受入予定人数を超えたときは、一定の基準に従い、保育を必要とする要件の高い児童から順次利用開始となります。

0歳児は、生後57日目以降から利用対象となります。

申請基準 保育施設(事業者)へ利用申請できる児童は、その保護者のいずれもが、一定の要件により保育に当たることができない必要があります。

※ 育児休業取得中で、入園が内定した方は、4月中に育児休業を終了していただく必要があります。育児休業取得対象児以外のお子さんも同様です。

利用料 保護者の住民税所得割額(市町村民税のみ)に心して決定します。

申請書等配布 保育課、各施設(事業者)で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

必要書類等 ▽支給認定申請書兼保育施設等利用申請書 ▽勤務証明書等現況を証明する書類 ▽平成28年

度住民税(非)課税証明書 (平成28年1月1日現在、小金井市に住民票がない場合)

※ 世帯の状況により提出する書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

申請方法 必要書類を持参のうえ、直接、保育課(市役所第二庁舎3階)へ。(郵送・ファクス等不可)

平成28年度認可保育所の入所申込書は、平成29年3月31日有効期限が切れますので、平成29年4月以降も引き続き入所を希望する場合は、受付期間内に申請書を提出してください。

※ 市外の保育施設(事業者)の利用を希望する場合は、締切日・必要書類等が各市区町村・施設で異なりますので、確認のうえ、早めに保育課へお申し込みください。

新規開設施設

施設名 (仮称)みらいえ保育園 武蔵小金井南(本町1-8-1)

開設予定日 4月1日

対象 0～2歳

定員 17人

※ 同施設は平成29年度保育施設(事業者)利用申請二次募集から受け付けます。

問合先 保育課 保育係
☎042-387-9984(6)

軽自動車等の 廃車・名義変更 更は3月中旬

原動機付自転車を含む軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。廃棄処分や他人に譲渡などし、廃車や名義変更の届け出をしていない方は、お早めにご手続きをください。手続きをしないと、引き続き所有者として課税されますので、ご注意ください。

問合先 ▽原動機付自転車(25cc以下) ▽市民税課 諸税係(☎042-387-98820) ▽軽二輪等 ▽東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所(☎050-1554012033) ▽軽四輪等 ▽軽自動車検査協会 多摩支所(☎050-3881613104)

各種利子補給制度

〈東京都クイック融資を利用している 業者の皆さんへ〉

地元商工業の活性化支援のために、商工業者(法人・個人)が東京都制度融資のクイック融資(略称「つなぎ」)を利用して市と契約した金融機関から借り受けた事業資金の融資について、平成28年10月～29年3月の支払利子の一部を補助します。

〈NPO法人を対象にした 利子補給制度〉

市内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人(NPO法人)が市と契約した金融機関から借り受けた特定非営利活動に係る事業資金の融資について、平成28年10月～29年3月の支払利子の一部を補助

します。

◆ 共通 ◆
制度内容、申込資格、必要書類等、詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

必要書類の準備に時間を要することもありますので、お問い合わせはお早めにお願います。

申請受付期間 2月15日(水)～3月7日(火)

問合先 経済課 産業振興係(☎042-387-9831)

平成29年度社会教育関係 団体登録の手続きを

市内で社会教育活動をしている団体やサークルを、社会教育関係団体として登録する制度を設けています。この制度は、社会教育関係の団体、サークルなどを把握し、市民の皆さんへの情報提供などを行うため、実施しているものです。

新たに登録を希望する団体は、手続きをください。なお、今回の申請では平成30年3月31日までの登録となります。

一定の期間団体登録をするため、申請に基づき、団体が行う事業の経費の一部が、補助金として交付される場合もあります。

対象 青少年教育、成人教育、視覚教育、芸術、文化、スポーツ、レクリエーションなど、社会教育に関する事業を行うことを主目的とする10人以上の団体

※ 政治・宗教活動および営利事業を行う団体は除くなど、一定の条件がありますので、登録要綱を確認のうえ、手続きをください。

登録要綱・申請書の配布 2月15日から、生涯学習課、公民館各館、図書館本館・各分室、総合体育館で。

申請期間 3月1日～31日(土曜・日曜・祝日を除く)

申請・問合先 生涯学習課 生涯学習係(市役所第二庁舎7階 ☎042-387-9879)

私立幼稚園等園児保護者補助金等を交付

お子さんを私立幼稚園等に通園させている保護者の方に、平成28年度の保護者補助金を交付しています。まだ申請をしていない方は、至急、手続きをください。

なお、平成29年度の申請は、7月ごろに、各園を通じて行います。

必要書類等 預金通帳(口座番号の分かるもの)、印鑑、平成28年1月2日以降に転入した方は、住民税(非)課税証明書等

交付時期 4月上旬までに、保護者の指定口座に振り込みます。

申請方法 3月10日までに、直接、保育課 保育係(市役所第二庁舎3階)へ。

問合先 保育課 保育係(☎042-387-9846)

教育委員会

第1回定例会

(1月10日開催)

【議題】
▽ 小金井市教育委員会職員タイムレコーダー使用規程の一部を改正する規程の代理処理について
▽ 小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び平成29年度教育施策について
▽ 原案を修正することとした。

▽ 小金井市文化財保護審議会委員の委嘱について
▽ 原案を承認することとした。

【報告事項】
▽ 平成28年第4回小金井市議会定例会について
▽ 小金井市スポーツ推進計画(案)のパブリックコメント募集について
会議録(平成28年第12回)までは、情報公開コーナー(市役所第二庁舎6階)、図書館本館に備えてあります。また、市ホームページからもご覧いただけます。

◎ 次回教育委員会の日程ととき・ところ 3月28日(火) 午後1時30分、市役所第二庁舎8階801会議室
傍聴を希望する方は、会議室で傍聴券をお受け取りください。

請願は、いつでも受け付けています。

問合先 庶務課(市役所第二庁舎7階 ☎042-387-9872)

ご紹介 します 各種奨学資金制度

修学費の軽減のための奨学資金制度をご紹介します。左表の金額は、平成28年度のもので、
〈小金井市奨学資金制度〉
平成29年度の奨学生募集は、市報4月1日号に掲載します。

奨学生となった方は、市で定める基準を満たしている限り、原則として4月から1年間奨学資金の支給を受けることができます。

基準日(毎年4月1日)の6か月前から引き続き市内に住所を有する方のお子さんで高等学校、大学、高等専門学校に在学し、成績優秀であるにもかかわらず、経済的事情により修学が困難であると認められる方(市内に居住していること)が対象です。

ただし、学校の種類やお子さんがほかに受けている奨学資金の種類によっては、対象にならない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

その他の奨学資金制度
市奨学資金制度以外にも、さまざまな奨学資金制度があります。その一部を左表でご紹介します。

問合先 庶務課 庶務係(☎042-387-9872)

| 名称(制度) | 公・私別 | 金額(月額) | | 問合先 |
|--------------------------|-------|---|-----------------------------|---|
| | | 高校 | 大学 | |
| 小金井市奨学資金(給付) | 公立・私立 | 5,300円(※1) | 12,200円(※2) | 市庶務課 庶務係 |
| 日本学生支援機構奨学金(貸付) | 公立 | — | 45,000円 | 在学する学校にお問い合わせいただくか、独立行政法人日本学生支援機構のホームページ(http://www.jasso.go.jp/)をご覧ください。 |
| | 私立 | — | 54,000円(4年制) 53,000円(短大) | |
| 東京都育英資金(貸付) | 公立 | 18,000円 | — | 公益財団法人東京都私学財団(☎03-5206-7929) |
| | 私立 | 35,000円 | — | |
| 東京都私立高等学校等授業料軽減助成(授業料軽減) | 公立 | — | — | 公益財団法人東京都私学財団(☎03-5206-7925) |
| | 私立 | 年額0円～143,000円 ※ 助成金額は、保護者の所得、住民税の額等により異なります。 | — | |

※1 高等専門学校生(第1～3学年)を含む。
※2 高等専門学校生(第4・5学年)を含む。